

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】平成23年3月24日(2011.3.24)

【公表番号】特表2010-518235(P2010-518235A)
 【公表日】平成22年5月27日(2010.5.27)
 【年通号数】公開・登録公報2010-021
 【出願番号】特願2009-549189(P2009-549189)
 【国際特許分類】

C 0 9 J 123/08 (2006.01)
 C 0 9 J 11/08 (2006.01)
 C 0 9 J 191/06 (2006.01)
 C 0 9 J 5/00 (2006.01)

【F I】

C 0 9 J 123/08
 C 0 9 J 11/08
 C 0 9 J 191/06
 C 0 9 J 5/00

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月2日(2011.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

官能化メタロセンポリエチレン共重合体、粘着付与剤及びワックスを含んで成るホットメルト接着剤。

【請求項2】

官能化メタロセンポリエチレン共重合体は、エチレンと1-オクテンから作られる請求項1に記載の接着剤。

【請求項3】

官能基は、無水マレイン酸である請求項1又は2に記載の接着剤。

【請求項4】

官能化メタロセンポリエチレン共重合体は、非官能化メタロセンポリエチレン共重合体の重量を基準として、約0.3～約8重量%の官能基を含む請求項3に記載の接着剤。

【請求項5】

官能化メタロセンポリエチレン共重合体は、非官能化メタロセンポリエチレン共重合体の重量を基準として、約0.5～約3重量%の該官能基を含む請求項3に記載の接着剤。

【請求項6】

更に、非官能化メタロセンポリエチレン共重合体を含んで成る請求項1～5のいずれかに記載の接着剤。

【請求項7】

下記成分：

(a)成分の合計の重量を基準として、約20～約50重量%の無水マレイン酸変性官能化メタロセンポリエチレン共重合体成分；

(b)成分の合計の重量を基準として、約20～約40重量%のワックス成分；及び

(c)成分の合計の重量を基準として、約20～約45重量%の粘着付与剤成分、

を含んで成る接着剤であって、

該無水マレイン酸変性官能化メタロセンポリエチレン共重合体は、非官能化メタロセンポリエチレン共重合体の重量を基準として、約0.3～約8重量%の無水マレイン酸官能基を含む請求項1～6のいずれかに記載の接着剤。

【請求項8】

請求項1～7のいずれかに記載したホットメルト接着剤を用いて、ケース、カートン、トレイ、バッグ又は本をシールする及び/又は形成することを含むケース、カートン、トレイ、バッグ又は本をシールする及び/又は形成する方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

包装用ホットメルト接着剤は、一般的に、ピストンポンプ又は歯車ポンプ押出装置を用いてビード状に基材上に押し出される。ホットメルト塗布装置は、Nordson、ITW及びSlautterbackを含むいくつかの供給業者から入手可能である。ホイールアプリアケータもまた、ホットメルト接着剤を塗布するためによく用いられるが、押出装置よりも用いられる頻度は低い。

以下に本発明の主な態様を記載する。

1. 官能化メタロセンポリエチレン共重合体を含んで成るホットメルト接着剤。

2. 官能化メタロセンポリエチレン共重合体は、アクリル酸、アセテート、スルホネート、無水マレイン酸、フマル酸及びそれらの混合物から成る群から選択される官能基を含む上記1に記載の接着剤。

3. 官能基は、無水マレイン酸である上記2に記載の接着剤。

4. 官能基は、フマル酸である上記2に記載の接着剤。

5. 官能化メタロセンポリエチレン共重合体は、非官能化メタロセンポリエチレン共重合体の重量を基準として、約0.3～約8重量%の官能基を含む上記2に記載の接着剤。

6. 官能化メタロセンポリエチレン共重合体は、非官能化メタロセンポリエチレン共重合体の重量を基準として、約0.5～約3重量%の該官能基を含む上記5に記載の接着剤

7. 更に、粘着付与剤を含む上記1に記載の接着剤。

8. 粘着付与剤は、変性ロジン粘着付与剤、C₅炭化水素誘導粘着付与剤、C₉芳香族変性C₅炭化水素誘導粘着付与剤及びそれらの混合物から成る群から選択される上記7に記載の接着剤。

9. 更に、ワックスを含む上記7に記載の接着剤。

10. ワックスは、パラフィンワックス、合成ワックス、マイクロクリスタリンワックス及びそれらの混合物から成る群から選択される上記9に記載の接着剤。

11. ワックスは、パラフィンワックスである上記10に記載の接着剤。

12. ワックスは、合成ワックスである上記10に記載の接着剤。

13. 更に、充填剤、可塑剤、顔料、色素、染料又はそれらの混合物を含んで成る上記9に記載の接着剤。

14. 更に、非官能化メタロセンポリエチレン共重合体を含んで成る上記9に記載の接着剤。

15. 下記成分：

(a) 成分の合計の重量を基準として、約20～約50重量%の無水マレイン酸変性官能化メタロセンポリエチレン共重合体成分；

(b) 成分の合計の重量を基準として、約20～約40重量%のワックス成分；及び

(c) 成分の合計の重量を基準として、約20～約45重量%の粘着付与剤成分、

を含んで成る接着剤であって、

該無水マレイン酸変性官能化メタロセンポリエチレン共重合体は、非官能化メタロセンポリエチレン共重合体の重量を基準として、約0.3～約8重量%の無水マレイン酸官能基を含む接着剤。

16. 上記15に記載の接着剤を含んで成る製造品。

17. カarton、ケース、トレイ、バッグ、本、又は不織布構造品である上記16に記載の製造品。

18. 上記15に記載したホットメルト接着剤を用いて、ケース、カarton、トレイ、バッグ又は本をシールする及び/又は形成することを含むケース、カarton、トレイ、バッグ又は本をシールする及び/又は形成する方法。

19. 上記15に記載した接着剤を含むケース、カarton、トレイ又はバッグの中に含まれる包装された物品。

20. 基材を同種の又は異種の基材と結合する方法であって、

少なくとも一方の基材に溶融したホットメルト接着剤組成物を塗布すること、及び該基材同士を結合することを含む方法であって、

該ホットメルト接着剤は、無水マレイン酸官能化メタロセンポリエチレン共重合体、粘着付与剤及びワックスを含む方法。